

令和9年度
保育所・小規模保育事業所・認定こども園
・事業所内保育事業所
入園のご案内



入所申込みに関する説明やよくある質問等について、市ホームページに掲載しています。入園のご案内とあわせてパソコンやスマートフォンからご確認ください。（接続にあたって、パケット通信料や回線利用料はご本人様の負担となりますので、ご了承ください。）

豊川市役所子ども健康部保育課

2・3号認定



I 子ども・子育て支援制度について

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。新制度では、認定こども園、幼稚園や保育園等の利用には、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳～5歳児クラスのお子さま、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのお子さまの利用料が無料となりました。ただし、時間外保育の利用料等は保護者負担です。

【教育・保育給付認定区分】

認定区分	対 象	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の未就学児 (2号認定を除く)	幼稚園(注釈1) 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 (注釈2)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども	

注釈1：子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園のみです。

豊川の住民基本台帳に登録されていて、市内の幼稚園に入園するお子さまの保護者には、私立幼稚園応援金として3万円(子ども1人当たり1回だけ)を支給します。

注釈2：小規模保育事業所及び事業所内保育事業所は、3号認定及び2号認定の2歳児クラスの卒園までです。

II 2・3号認定を受けて施設を利用する場合

上記教育・保育給付認定区分のうち2号又は3号認定を受ける場合は、お子さまの保護者が働いている場合や、病気や出産等の事由により家庭で保育できない場合に受けていただく認定です。保育の必要量に応じて、さらに2つに区分されます。

【保育必要量区分】

区 分	利用できる保育時間※	基 準
保育標準時間(長時間保育) *主にフルタイムの就労等を想定	1日最長11時間の枠の中で保育を必要とする時間	1か月当たり120時間以上の就労等
保育短時間(通常保育) *主にパートタイムの就労等を想定	1日最長8時間の枠の中で保育を必要とする時間	1か月当たり120時間未満の就労等

※利用できる保育時間を超えて保育を希望される場合は、時間外保育(有料)の利用申請が必要です。

※保育の必要な事由が「求職活動」「保護者の疾病・障害」の場合は保育短時間のみの利用となります。

2・3号認定を受けて保育施設を利用できるのは、保護者(基本的に父母)が次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合です。

【保育を必要とする事由】

1 居宅外労働	保護者が居宅外で労働を月60時間以上している。会社等の就業規則でテレワーク（在宅勤務）が認められている場合も含まれます。 <u>※3歳未満のお子さまも、この要件で入所できます。</u>
2 居宅内労働	保護者が居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働を月60時間以上している。 <u>※3歳未満のお子さまは、この要件で入所できません。</u>
3 出産等	児童の母が産前産後それぞれ8週の期間内である。（ただし、多胎妊娠の場合は産前14週）
4 保護者の疾病、障害	医師の診断書又は障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の疾病又は心身に障害がある場合。
5 同居の親族等の病気看護・介護	保護者が同居の親族等に対して、①自宅看護を常時行っている、②入院付添を月60時間以上行っている、③通院の付添及び介護を常時行っている、のいずれかに該当する場合。
6 災害等	保護者が震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている。
7 求職活動	保護者が居宅外で求職活動（起業準備を含む）をする。
8 就学	保護者が職業訓練校や大学等に月60時間以上就学している。
9 その他	虐待やDVのおそれがある等、上記1～8までと同様に保育が必要である状態にある。

※その他の理由で保育を希望する場合は保育課に相談してください。

Ⅲ 提出書類



電子申請による提出

令和8年9月25日（金）までにぴったりサービスにより提出

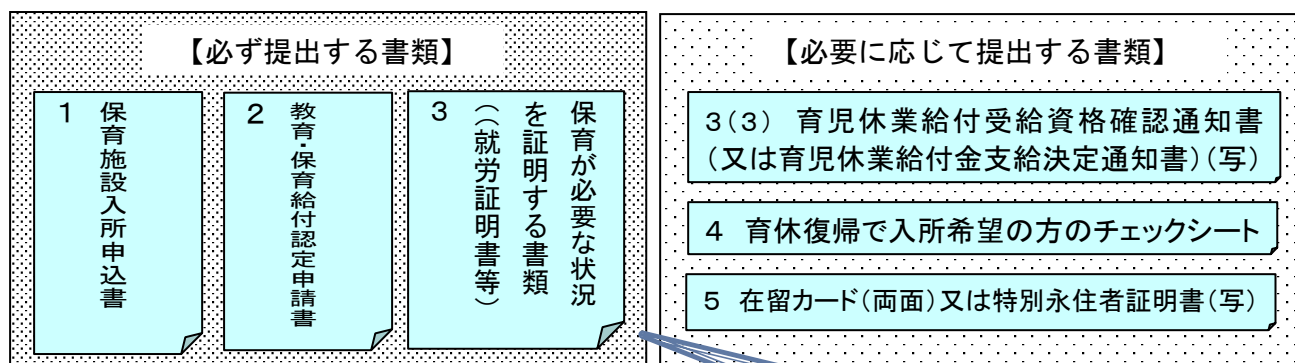
※電子申請の場合、以下に示す申請に必要な書類の画像データを利用する端末にあらかじめ保存し（スマートフォンで撮る、スキャンする等）、申請時に添付していただきます。

書面による提出

令和8年10月9日（金）までに第1希望の保育施設へ提出

※各施設受付日程表（23、24頁）をご参照ください。

※受付時に必要な書類が不足している場合、または記入漏れ等の不備がある場合は受理できません。



1 保育施設入所申込書

別紙記入例（⑱、㉑頁）を参考に記入してください。

2 教育・保育給付認定申請書

別紙記入例（㉒、㉓頁）を参考に記入してください。

3 保育が必要な状況を証明する書類

就労証明書等の書類です。令和9年4月1日時点の保護者の状況によって、主に以下のとおり分類されますので、該当するものを提出してください。なお、以下の分類にない場合は、保育課が指示する書類を提出してください。提出の際には保育施設職員にて必要書類、提出書類の記入事項を確認します。

認定こども園に申込みをされる場合は、施設が配布する入園願書も併せて提出してください。

ア 就労証明書	入所時点において、保護者が次の場合に提出してください。 ①会社等に勤務又はテレワーク（在宅勤務）をしている ②自営業や農林漁業の事業主・代表として勤務している ③内職をしている ④親族が経営する事業所に勤務している ⑤親族が営む農林漁業に従事している ※事業主、所属長又は内職の提供先の証明を受けてください。 ※テレワーク（在宅勤務）の方は会社の就業規則や辞令等、テレワーク（在宅勤務）を会社等に承認されていることが確認できる資料を併せて提出してください。 ※自営業や農林漁業の事業主・代表の方は事業従事を客観的に証明する資料（確定申告書等）を10月の職員面接時に提示してください。
イ 母子健康手帳の写し	児童の母が出産予定の場合に提出してください。母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されているページの写しが必要です。
ウ 医師の診断書	保護者が病気の場合に、家庭での保育ができない旨が書かれた診断書を提出してください。
エ 障害者手帳等の写し	保護者が心身に障害のある場合に提出してください。
オ 介護・看護申出書	保護者が同居の親族等に対して日常的に介護・看護等を行っている場合に提出してください。※介護・看護される方の診断書や身体障害者手帳の写し等を併せて提出してください。
カ ハローワーク受付票の写し	保護者が求職活動中（起業準備を含む）の場合に提出してください。入所後令和9年6月1日までに、就労証明書等を提出してください。
キ 通学又は在籍証明書及びカリキュラム	保護者が就学中の場合に提出してください。※就学時間が分かる学校の時間割表の写し等を併せて提出してください。

※保育が必要な状況を証明する書類については、令和9年4月1日時点における保護者の状況に応じて該当する書類を提出してください。申込み後、内容に変更が生じた場合は、その後の入所選考事務に影響が出る場合があるため、速やかに保育課にご連絡ください。

※就労内容等に変更があった場合は、新たに就労証明書等を提出してください。

(1) 同居の祖父母（令和9年4月1日現在64歳以下の方に限る。）について

同居の祖父母（64歳以下）が無職又は求職活動中の場合でも保育施設の入所申込みは可能です。ただし、入所に際して優先度の調整対象となります。就労している等で保育することができない場合は、求職活動以外の「保育を必要とする事由」に該当する上記「就労証明書等」にて申し出てください。申し出がない場合は、同居の祖父母に保育を必要とする事由がないものとして調整します。同居の祖父母は世帯が別であっても同一敷地又は同一建物（二世帯住宅等）に居住する場合を含みます。

(2) 求職活動中（起業準備を含む）の方

新年度4月入所は、令和9年6月1日までに「保育を必要とする事由」1又は2（3歳未満のお子さまは、2の要件で入所できません。）の基準を満たした就労証明書等を提出してください。提出がない場合は退所となります。

(3) 育児休業中の方（育児・介護休業法によって定められた育児休業を取得されている方）

保護者が育児休業中の場合は入所申込みできません（4・5月中の復帰を除く）。5月以降に育児休業から復帰し、5月以降の途中入所を希望される方は、育児休業明け保育所等入所予約申込制度（0歳児～2歳児クラスに限る）をご利用ください。

4・5月中に育児休業取得前と同じ職場に復帰する場合は、新年度4月入所の申込みができます。この場合は、復帰月の前月から入所可能で、令和9年5月31日までに育児休業から復帰する方が対象となります。申込みの際に、就労証明書の「復職(予定)年月日」欄を確認します。また、申込書にはハローワーク等から交付される「育児休業給付受給資格確認通知書」（又は「育児休業給付金支給決定通知書」）の写しを添付してください。

また、育児休業復帰後、育児休業からの復帰を確認するために再度就労証明書を提出してください。就労証明書の提出がない場合や退職した等育児休業から復帰されない場合は退所となります。

4 育児休業から復帰される方

保護者が育児休業から復帰される場合に、復帰後の就労内容を確認するため、「育休復帰で入所希望の方のチェックシート」を提出してください。（②頁参照）

5 在留カード（両面）又は特別永住者証明書の写し（外国籍の方のみ必要）

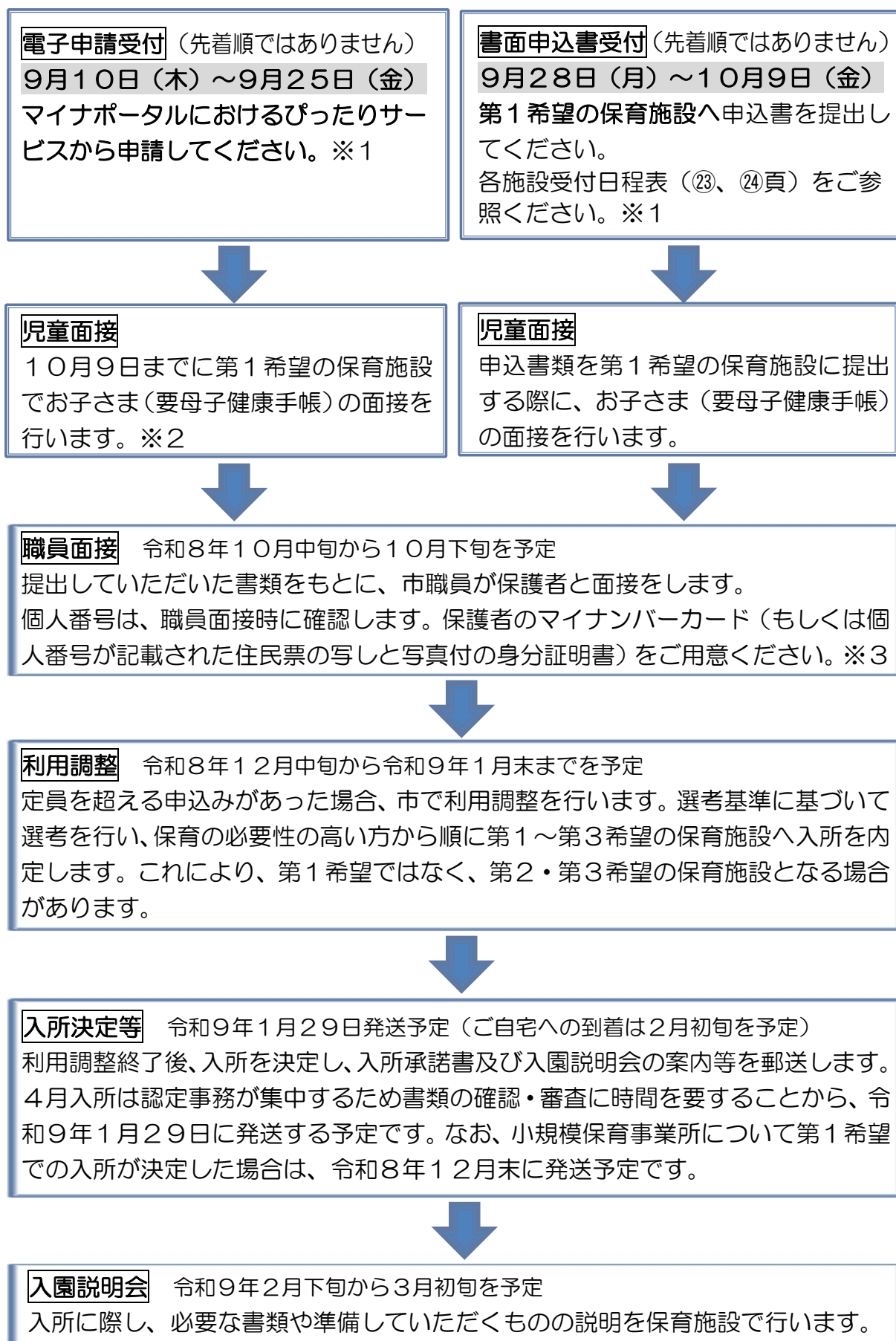
家族全員の在留カード（両面）又は特別永住者証明書（切り替え前の有効な外国人登録証明書でも可）の写しを提出してください。

IV 入所対象年齢

令和9年4月1日時点の年齢でクラス編成を行います。申込み時点で、お子さまの出生届が受理されている場合に受付します。

年齢区分	生年月日
0歳児	令和8年4月2日～令和9年4月1日
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日

V 入所決定までのながれ《令和9年4月1日入所の場合》※申込状況等により変更する場合があります



※1 申込書を2か所以上に提出された場合は、両方の申請が無効となります。

※2 電子申請後に第1希望の保育施設から面接の日程をお知らせします。

※3 必要に応じ、現地調査や電話等で確認します。

Ⅵ 入所申込みに係る注意事項について

利用調整について

入所の選考は、「保育所入所選考指数表」に基づいて、ご家庭の状況に応じて保育の必要性を点数化し、点数の高い方から順に、空きのある希望施設へ入所の内定を行います。

希望施設については、申込時に第3希望まで記入できます。利用調整により第1希望に案内できない場合は、第2・第3希望と調整し、入所可能な施設がある場合は入所を決定し、入所承諾書を送付します。必ずしも第3希望まで記入する必要はありませんが、通所できる範囲内で、入所の希望のある施設を記入してください。

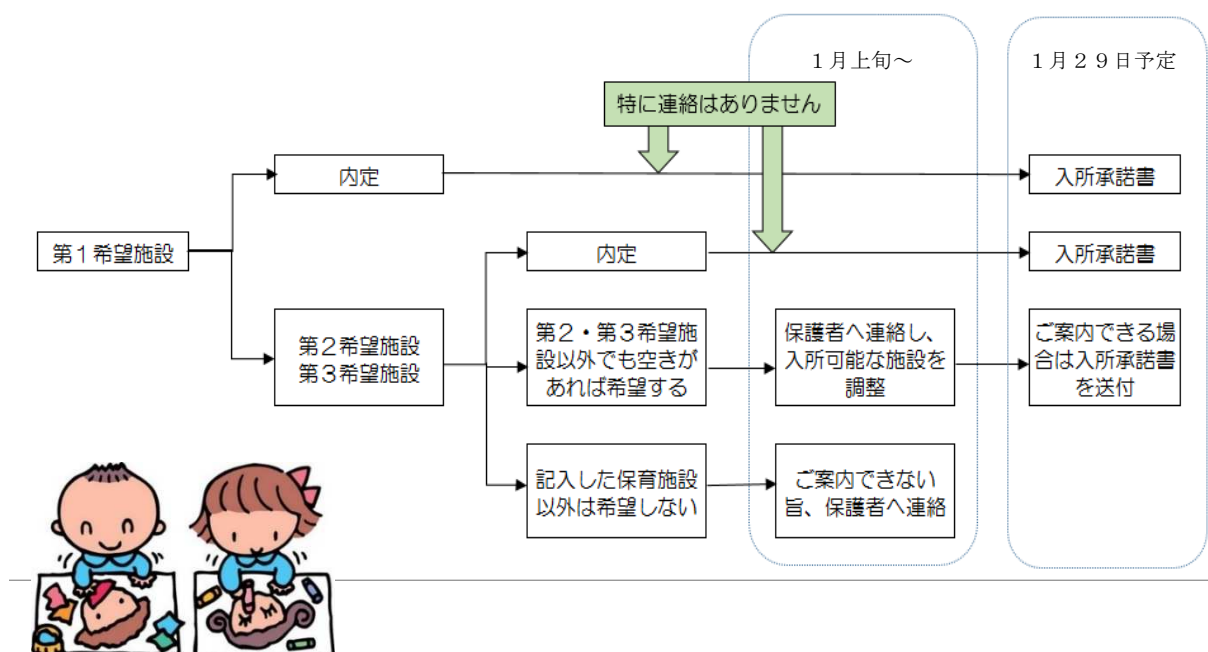
第2・第3希望の施設も定員を超える申込み等があり案内できない場合、記入された施設以外は入所を希望しない方は「上記の保育施設以外は希望しない」、第1から第3希望以外の施設でも空き施設があれば入所を希望する方は「上記の保育施設以外でも空きがあれば希望する。」のどちらかにチェックをしてください。

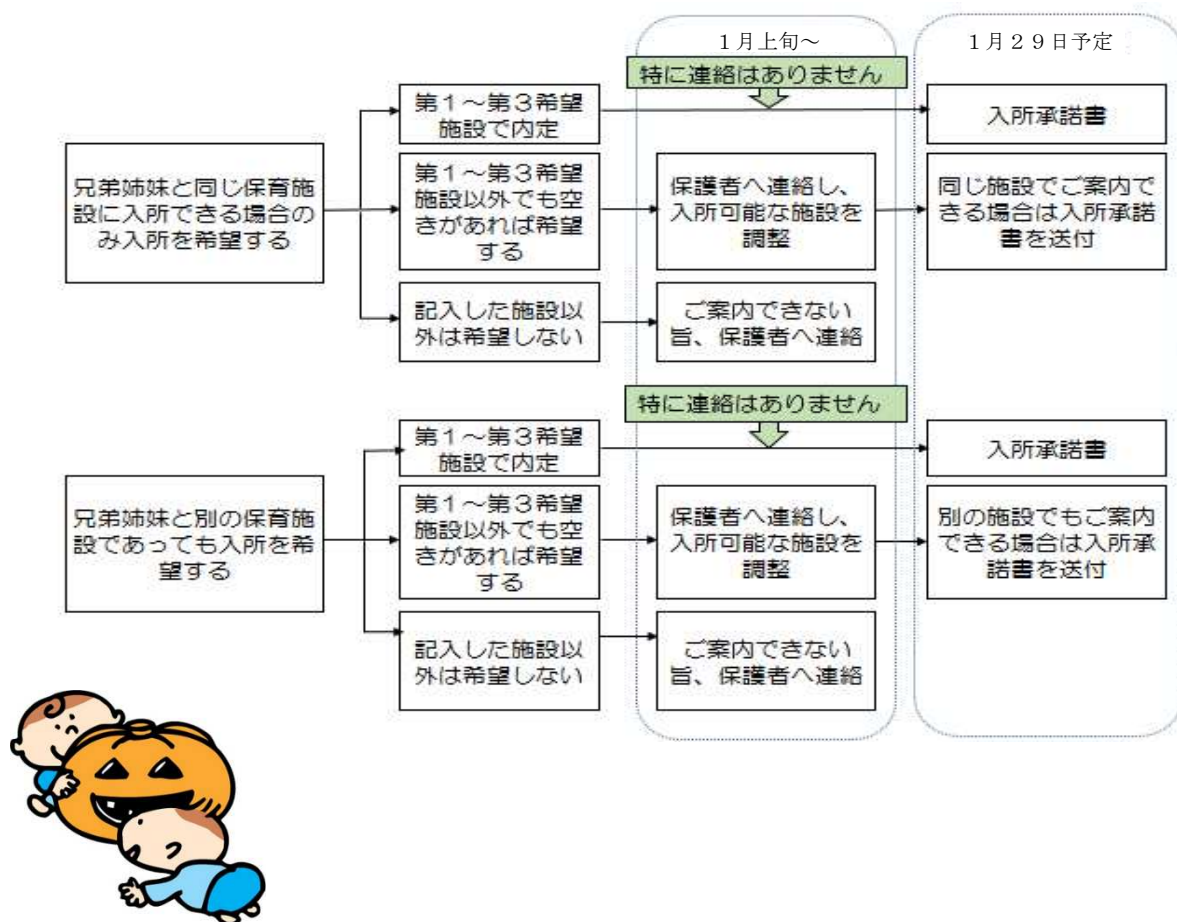
兄弟姉妹の利用希望については、利用調整により兄弟姉妹が同じ施設となれない場合、兄弟姉妹が別施設なら入所を希望しない方は「兄弟姉妹と同じ保育施設に入所できる場合のみ入所を希望する」、別施設でも入所を希望する方は「兄弟姉妹と別の保育施設であっても入所を希望する。」のどちらかにチェックをしてください。

【第1から第3希望で案内できない場合の通知方法】

チェックした内容	通知等
上記の保育施設以外は希望しない。	希望施設にご案内できない旨、保護者へ連絡します。
上記の保育施設以外でも空きがあれば希望する。	保護者の方へ連絡し、入所可能な施設を調整します。
兄弟姉妹と同じ保育施設に入所できる場合のみ入所を希望する。	希望施設にご案内できない旨、保護者へ連絡します。
兄弟姉妹と別の保育施設であっても入所を希望する。	保護者の方へ連絡し、入所可能な施設を調整します。

利用調整イメージ図①





育児休業明け保育所等入所予約制度について

保護者の方が、育児・介護休業法等の法律に基づく育児休業の期間を終了し、育児休業取得前の仕事に復帰する場合で、令和9年5月以降の保育所等入所を予約申込みできる制度です。令和8年10月5日（月）から令和8年10月16日（金）の期間内に保育課で受付します。申込みの対象となる要件、保育所等詳細は、⑰頁をご覧ください。

申込み多数で選考から外れた場合に、育児休業の復帰を早めて4月から入所を希望する方は、4月の申込みとの併願も可能です。

マイナンバー制度に伴う個人情報の提供について

保育施設の申込みで教育・保育給付認定申請をする際には、保護者（父母）、申込みに係る児童、兄弟姉妹、同居の祖父母の個人番号を提供していただく必要があります。職員面接時に個人番号確認及び本人確認をします。

提供された個人番号は、保育施設に係る教育・保育給付認定及び利用申込に関する事務にのみ利用します。また、個人番号の取り扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき適正に取り扱います。

支給認定証の交付について

教育・保育給付認定申請をされた方には、教育・保育給付認定区分（１号、２号、３号認定）、利用時間（保育標準時間、保育短時間）等を「支給認定通知書」にて通知をします。この「支給認定通知書」については、ご家庭で大切に保管してください。

また、「支給認定通知書」と同様の事項が記載され、教育・保育給付認定資格を証する「支給認定証」の交付を希望する方については、保育課までお申し出ください。

その他

- ① 入所月の初日に豊川市内に住民票がない場合は教育・保育給付認定(入所)ができません。
必ず、令和９年３月中に転入手続きをしてください。令和９年３月末時点で豊川市内に住民票を異動されていることが確認できなかった場合は、入所取消となります。
- ② 保育施設に在園中で転園を希望する場合は、新規の申込みと同じ手続きが必要です。その場合、選考の結果に関わらず、４月入所の場合は３月末で在園中の園は退所となります。
(在園中の園を希望園の一つとしてお申込みいただくことは可能です。)
- ③ 保育料及び副食費の減免対象者を決定するため、市民税・県民税の申告をされていない方は、市民税・県民税の申告をしてください。また、前年度、海外勤務期間があり、国外収入がある方、未申告の方等課税の確認ができない方は、後日必要な書類を依頼する場合があります。
- ④ 提出いただいた就労証明書等の事実確認のため市役所から連絡又は現地訪問することがあります。事実と異なる申請をした場合は、入所取消又は退所となります。
- ⑤ 保育が必要な状況を証明する書類については、令和９年４月１日時点における保護者の状況に応じて該当する書類を提出してください。なお、申込み後、内容に変更が生じた場合は速やかに保育課にご連絡ください。
- ⑥ お子さまに持病等がある場合は、必要に応じて医師の診断書及び意見書等を求める場合があります。
- ⑦ 令和９年４月入所の産前産後の各８週間の期間は令和９年２月４日から令和９年５月２６日までの出産予定日の方に限られます。また、多胎妊娠の場合は産前１４週、令和９年２月４日から令和９年７月７日までの出産予定の方が対象となります。
- ⑧ 申込み受付は令和８年９月２８日から令和８年１０月９日までですが、各施設ともに行事等の都合で受付日程を定めていますので、⑬、⑭頁の受付日程表を参考に必ず施設に電話連絡をしてから提出にお出かけいただくようご協力をお願いします。例年、申込書類等の不備により、何度も来園をお願いすることがありますので、申込期限に関わらず早めの準備・提出をお願いします。



Ⅶ 保育時間について

保育時間は、保育必要量の認定等によって異なります。また、保育時間前後を含めた開所時間は各施設により異なります。⑭、⑮頁の「豊川市の保育施設一覧」をご参照ください。

保 育 時 間

保育施設の原則的な保育時間は、平日は午前８時から午後４時まで、土曜日は午前８時から正午までです。

時間外保育

平日は午前7時30分から午前8時、午後4時から午後6時まで（たんぽぽ保育園は午後6時30分まで、エンジェルキッズ豊川園（地域枠）は最長午後8時まで）、土曜日は午前7時30分から午前8時、正午から午後2時まで（さつき保育園、こごかいこども園は午後6時まで、エンジェルキッズ豊川園（地域枠）は午後6時30分まで）です。これは、保護者の勤務時間等の事情により、平常保育時間を超えて保育を必要とする方のため、時間を延長して保育を行うものです。利用方法等詳細は、各施設の入園説明会で案内します。

なお、お子さまにとって、保育時間が長くなることは、精神的にも肉体的にも負担が増えることになりますので、時間外保育の申請に当たっては十分な配慮をお願いします。

Ⅷ 保育施設での食物アレルギー対応について

保育施設での食物アレルギー対応は、誤食や誤飲による事故を起こさないことを最優先にした、医師の指示に基づく除去対応を基本に行っています。対応について不明な点や疑問は、施設長又は保育課管理栄養士（電話 89-2274）へお気軽にお問い合わせください。

*東上・萩保育園の2施設については、他施設からの給食搬入のため、原則としてアレルギー対応はありません。また、離乳食については要相談となります。

**豊川東幼稚園は未満児のアレルギー対応はありません。

1 食物アレルギー対応の条件（3つすべてあてはまる必要があります）

- ・医師により食物アレルギーと診断され、定期的に受診している。
- ・医師の指導に基づいて、家庭でも除去食を実施している。
- ・医師の記入した「生活管理指導表」を保育施設へ提出している。

2 食物アレルギー対応の開始までの手順

- (1) かかりつけ小児科医又はアレルギー専門医を受診し、医師に「生活管理指導表*」を記入してもらいます。

*「生活管理指導表」は保育施設で配布しますので、受診の際に持参してください。

- (2) 医師の記入した「生活管理指導表」をもとに、保護者と保育施設とで具体的な対応の確認と相談を行います。（面談）

面談後に保育施設では、職員（施設長・担任保育士・調理員等）で協議して、対応を決定し、施設内で周知、共通理解をした上で、具体的な対応をご家庭へお伝えします。

- (3) 新たに、アレルギー対応が必要な食材が増える場合も、同様の対応をします。また、必要に応じて、毎月の献立表をもとに保護者と話し合いや確認をします。
- (4) 除去していた食品を解除するときは、保護者の申請に基づき解除します。今まで除去していた食物を解除する際は、医師の指示を受けて、ご家庭にて複数回食べて症状がないことが確認できたら「除去解除申請書」を提出してください。

3 保育施設での「除去対応」とは

- ・症状の程度にかかわらず、アレルギーの原因となる食物を原則すべて除去します。除去する食物は、医師の指示に基づき決定します。使用する食器等は基本的に他の園児と共通のものを使用しますが、使用前に十分洗浄されたものを使用します。アレルギー対応食も通常の給食と同じ調理施設（保育施設内の給食室）で調理します。
- ・除去対応によって不足する栄養素は、ご家庭の食事において補っていくようお願いします。

- ・アレルギー症状が寛解されて原因食品の食べられる量を医師に指示されている場合であっても、保育施設では安全性を優先してすべて除去の対応となります。

4 保育施設での給食対応が困難な場合

- ・医師の指示により給食対応が困難となる場合、弁当を持参していただくことがあります。
- ・除去品目が多い等、保育施設での給食対応が困難な場合には、弁当持参をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

Ⅷ 特別保育について

加 配 保 育

中・軽度の障害のあるお子さまや、障害の認定や診断がない場合でも保育士の個別の配慮が望ましいと考えられるお子さまで、集団保育が可能な3歳児(年少)から5歳児(年長)までのお子さまを指定園で保育しています。詳しくは、⑩頁をご覧ください。

一時預かり事業

保護者の労働、病気等により、家庭での保育が断続的又は緊急、一時的に困難となる場合に、お子さまを指定園でお預かりする事業です。

対 象 児 童 市内に住所を有する、生後57日から小学校に入学するまでの、保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所(地域枠)に入っていないお子さま

保 育 時 間 平日 午前8時30分から午後4時まで

土曜 午前8時30分から正午まで

利 用 要 件 原則として週3日まで、月14日以内

時間外利用 平日 午後4時から午後6時まで

土曜 時間外利用はありません。

利 用 料 3歳未満児 2,500円 3歳児 1,300円
(1人1日あたり) 4・5歳児 1,100円

利 用 申 込 一時預かり指定園へ直接お申込みください。

① 指定園で事前登録

② 利用希望月の前月の1日～5日に直接指定園へ電話予約

休 日 保 育

日曜・祝日(年末年始を除く)に保護者が仕事のため、お子さまを家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育するもので、ひかり保育園で実施しています。

対 象 児 童 豊川市内の保育園・認定こども園(2号・3号認定に限る)・小規模保育事業所・事業所内保育事業所(地域枠)に入園しており、休日においても保護者のいずれもが就労等により家庭での保育が困難なお子さま

保 育 時 間 午前8時30分から午後6時

① 保育課で事前登録

② 利用日前月の20日までに、ひかり保育園へ予約(お弁当が必要です)

③ 休日保育を利用した場合、原則、平日に休日保育利用分の日数をお休みいただくことになります。ただし、祝日の利用分は除きます。



病児・病後児保育

病気やケガ又は病気やケガの回復期にあり、保護者の就労等により家庭で保育できないお子さまを指定施設でお預かりする事業です。

指 定 施 設 可知病院病児・病後児保育室イルカルーム（豊川市国府町桜田15-1）
病後児保育室ははのて（豊川市金屋本町三丁目25-1）

対 象 児 童 市内に住所を有する生後4ヶ月から小学校3年生までのお子さま

※「病後児保育室ははのて」は病気やケガの回復期にあるお子さまのみ対応可能です。

利 用 方 法 ①保育課で事前登録

②利用する3日前から当日までに医療機関を受診

③利用日前日の午前9時30分から午後5時までに電話で利用予約

※②については、「病後児保育室ははのて」のみ必要。

利 用 時 間 平日 午前9時から午後5時まで

土曜 午前9時から午後0時30分まで

平日は最長午後6時30分まで延長あり。ただし可知病院病児・病後児保育室イルカルームについて、火曜日は最長午後5時30分まで。

利 用 料 4時間以内 1,000円 4時間を超える利用 2,000円

平日午後5時以降の利用は、30分につき500円加算

X その他のお知らせ

児童発達支援センター こころについて

児童発達支援センター こころでは、発達に心配のあるお子さまを対象に、児童発達支援事業、相談支援事業等を実施しています。お子さまの発達に心配のある方は、まずは、お電話でご相談ください。（所在地：豊川市白鳥町兎足1番地の5 総合保健センター内1階 電話：0533-56-8733）

保育コンシェルジュについて

保護者の意向や状況に応じて、保育施設へ入所する前から入所に至るまでの支援を行う相談員です。お子さまの預け先に関する相談に応じ、ニーズに合う子育てサービスの情報を提供します。相談窓口は保育課です。お気軽にご相談ください。

給食費の負担について

令和6年4月から3歳児（年少）～5歳児（年長）クラスのお子さまについては、給食費が無料となりました。（一部の施設については、保護者負担あり。）

保育施設の整備状況について

- ・睦美保育園…令和8年10月からの共用開始を予定しています。（令和8年度後半に旧園舎解体、園庭整備を予定しています。）
- ・牛久保保育園…令和9年度～11年度にかけて、民営化に伴う新園舎整備工事を実施し、令和11年度の共用開始を予定しています。（令和11年度前半に仮設園舎解体、園庭整備を予定しています。）なお、令和9年度後半～10年度にかけては、仮設園舎にて保育の実施を予定しています。

こども誰でも通園制度について

豊川市では、市内に住所を有する児童のうち、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労など保育の必要性にかかわらず、月10時間の範囲内で施設に預けることができる「こども誰でも通園制度」を実施しています。詳しくは、右記をご覧ください。





Q & A よくある質問



就労認定で1か月に必要な勤務日数に決まりはありますか？

勤務日数に決まりはありません。短時間認定で月60時間以上(休憩時間を除く)の就労が確認できることが必要です。

豊川市に引っ越す予定ですが、引っ越し前でも申込みできますか？

入所日の前月末までに豊川市に住民票を移していただけることを前提に申込みを受け付けます。

申込み後に勤務先が変わった場合はどうしたらいいですか？

変更があった都度、新しい勤務先の就労証明書の提出が必要です。申込み時は、入所希望年度の4月1日時点の状況に応じた書類を提出してください。

育児休業復帰予定でしたが、復帰できなくなった場合、入園はどうなりますか？

育児休業から復帰されない場合は、入所取消又は退所となります。実際の復帰が申請内容と異なり、利用調整点数が変更になる場合も退所となります。(育児休業復帰で申込みしたものの、その就労先を退職して新たな就労先で仕事をする場合は転職となり、入所取消又は退所となる場合があります。)

小規模保育事業所等とは、どんな施設ですか？

0～2歳を対象とした定員12名の小規模施設で、規模の特性を生かしたきめ細やかな保育を実施しています。3歳児以降も保育施設を希望する場合は、下記の連携施設へ優先的に入所可能です。なお、連携施設以外に入所希望の場合は、その状況を考慮のうえ、調整します。

たいよう保育園→八南保育園

つぼみ保育園 →みどり・ひかり保育園
(予定)

あおぞら保育園→代田・八幡保育園

おひさまキラリ→光輝保育園

エンジェルキッズ豊川園→菊保育園

小規模保育事業所を第1希望として入所が決定した場合は、令和8年12月末に承諾通知書を発送予定です。

食物アレルギーがありますが、入園までに準備することはありますか？

医師の記入した「生活管理指導表」を入所する園へ提出する必要があるため、入園説明会の際に園長にお声かけください。施設やお子さまの状況により弁当持参となる場合もあります。

軽い障害がありますが、入園できますか？

中・軽度の障害のある3歳以上児のお子さまを保育する加配保育を指定園で実施しています。集団保育が可能であるか等を面接や体験保育を行い、加配保育が必要であるかを判断します。入所可能な方でも希望園以外に入所していただく場合があります。

保育料について

【保育料】

保育施設にてお子さまを保育するのに必要となる費用の一部として、保育料をご負担いただきます。

保育料は原則として児童の父母の市民税額をもとに算定します。よって、祖父母等の税額は対象外となりますが、祖父母等が家計の主宰者である場合は算定対象となる事があります。

世帯の課税状況等に応じて、以下のとおり保育料が定められています。

なお、保育料の納期限は、毎月２６日です。２６日が土日祝日の場合は翌開庁日です。

(月額)		３歳未満児	
		標準時間	短時間
階 層 区 分		7:30～18:30	8:00～16:00
生活保護世帯		1	0 円 0 円
市民税非課税世帯		2	0 円 0 円
市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	所得割課税額 48,600 円未満	3	10,500 円 10,000 円
	48,600 円以上 97,000 円未満	4	18,700 円 18,200 円
	97,000 円以上 169,000 円未満	5	29,400 円 28,900 円
	169,000 円以上 301,000 円未満	6	40,900 円 40,400 円
	301,000 円以上 397,000 円未満	7	53,700 円 53,200 円
	397,000 円以上	8	58,000 円 57,500 円

満３歳になった後の４月１日（３歳児クラス・年少）から小学校入学前（５歳児クラス・年長）までの保育料は無料です。
また、時間外保育を利用される場合は、時間外保育利用料が掛かります。

※ 表中の年齢は、各年度４月１日現在の年齢です。
年度途中に誕生日がきても保育料は変わりません。

※ 開所時間が18:00までの施設の標準時間は、7:30～18:00までとなります。

※ 税額は税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等)を差し引く前の金額です。

※ 保育料は９月に切替わります。８月分以前は前年度分、９月分以降は当該年度分の市民税額により決定します。

※ 市民税額が不明な場合は、当該児童の該当する各区分にある階層区分の最高階層にて認定される場合があります。

※ 登園日数に関わらず、原則１か月分納入していただきます。また、月の途中で退園となる場合は日割り計算となります。

※ 保育料等に滞納が生じた場合、児童手当法第２２条の規定に基づき、保護者の申し出がなくても市の判断により、児童手当から支給額を上限として保育料を徴収できることになっています(特別徴収)。

【時間外保育利用料】

原則的な保育時間を超えて保育を利用される場合は、上記【保育料】に加え以下のとおり時間外保育利用料が掛かります。

必要量	時 間	金額(月額)	内 容	備 考
短時間	午前7時30分から 午前8時まで	30分あたり 500 円	時間外保育利用料	生活保護世帯及び市民税非課税世帯で母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯は、無料です。 下記【きょうだい入所等による保育料軽減】【多子世帯・ひとり親世帯等の保育料軽減】【第三子保育料無料】は適用されません。
	午後4時から 午後7時30分まで			
標準時間	午後6時30分から 午後7時30分まで	30分あたり 500 円	時間外保育利用料	

※ 時間外保育を利用する場合は、申請書(就労先等の証明を含む)を提出していただきます。

※ エンジェルキッズ豊川園(地域枠)については、別途利用時間の設定があります。

【きょうだい入所等による保育料軽減】

同一世帯から２人以上の児童が入所等している場合は、以下のとおり保育料が軽減されます。

入所している児童のうち、出生の最も早い児童(入所順位１人目)	軽減はありません
入所している児童のうち、出生の最も早い者から順次に数えて２番目の児童(入所順位２人目)	左記【保育料】に定める額の ２分の１
入所している児童のうち、出生の最も早い者から順次に数えて３番目以降の児童(入所順位３人目)	保育料は掛かりません

※ 対象となるのは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設に入所又は地域型保育、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している場合です。

※ 対象施設であれば、きょうだいが同一施設を利用しているかは問いません。

※ 同一世帯から２人以上の児童が入所等している場合であっても、【時間外保育利用料】に定める金額は軽減されませんので、規定どおり納入していただきます。

【多子世帯・ひとり親世帯等の保育料軽減】

第３階層から第４階層(市民税所得割額が５７，７００円未満に限る。)の場合は、生計を一にする第１子の年齢に関わらず、第２子の保育料は半額、第３子以降は無料です。

母子世帯、父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯で第３階層又は第４階層(市民税所得割額が７７，１０１円未満に限る。)の場合は、生計を一にする第１子の年齢に関わらず、第１子の保育料は月額３，５００円(保育短時間は月額３，０００円)、第２子以降は無料です。

ただし、【時間外保育利用料】に定める金額は軽減されませんので、規定どおり納入していただきます。

【第二子保育料軽減】

１８歳未満の子を２人以上養育している世帯で、出生の最も早い者から順次に数えて２番目の満３歳未満の児童については、階層区分に応じて保育料が軽減されます。第３階層から第４階層(市民税所得割額が９７，０００円未満の世帯)は無料、第５階層から第６階層(市民税所得割額が９７，０００円以上３０１，０００円未満の世帯)は半額です。

ただし、【時間外保育利用料】に定める金額は軽減されませんので、規定どおり納入していただきます。

※ 入所順位２人目で軽減の対象となるのは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設に入所又は地域型保育、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している場合です。

※ 対象施設であれば、きょうだいが同一施設を利用しているかは問いません。

【第三子保育料無料】

１８歳未満の子を３人以上養育している世帯で、出生の最も早い者から順次に数えて３番目以降の満３歳未満の児童については、保育料が掛かりません。

ただし、【時間外保育利用料】に定める金額は軽減されませんので、規定どおり納入していただきます。

【給食費の無料化(３歳児以上のみ)】

保育所、幼稚園、認定こども園に在籍する３歳児以上の児童について、給食の材料にかかる費用(給食費)を無料とします。

豊川市の保育施設一覧（令和9年度）

中学校区	小学校区	園 名	所 在 地	電話番号	対象年齢	開所時間	加配保育	一時保育	休日保育
東部中学校	東部小学校	① 睦美	三谷原町村前16	86-3491	0～5歳児	午前7時30分～午後6時	○		
		② 麻生田	麻生田町寺前10	86-5644		午前7時30分～午後7時30分			
		③ 三上	三上町天神前14の3	86-6631		午前7時30分～午後6時			
	桜木小学校	②① 豊川東 ★	末広通3-29	86-2607		午前7時30分～午後6時	○		
	豊小学校	④ 豊川北部	大堀町300	84-3311		午前7時30分～午後6時	○		
南部中学校	牛久保小学校	⑤ 下長山	弥生町1丁目13	86-3447	0～5歳児	午前7時30分～午後6時	○		
		⑥ 光輝	光輝町2丁目45-3	85-1312		午前7時30分～午後7時30分		○	
		①-小 おひさまキラリ ●	千歳通4丁目4-1	56-2377	0～2歳児	午前7時30分～午後6時			
	中部小学校	⑦ 中部	新道町2丁目60	85-2256	0～5歳児	午前7時30分～午後7時30分	○		
		⑧ さくら	光明町1丁目37-1	86-6161		午前7時30分～午後7時30分			
		⑨ 牛久保	塔ノ木町1丁目45の1	86-3247		午前7時30分～午後6時	○	○	
	天王小学校	⑩ 天王	中条町広口16-1	84-5656		午前7時30分～午後7時30分			
中部中学校	八南小学校	⑪ 八南	野口町花ノ木40	86-2013	0～5歳児	午前7時30分～午後6時	○		
		⑫ 八幡	八幡町弥五郎96	84-8626		午前7時30分～午後7時30分		○	
		⑬ 恵の実	市田町原山97・98	65-9803		午前7時30分～午後6時		○	
		⑭ さつき	八幡町亀ヶ坪60	82-2610		午前7時30分～午後7時30分			
		①-小2 たいよう ●	市田町中之島90-1	75-6751	0～2歳児	午前7時30分～午後6時			
		①-小3 あおぞら ●	野口町道下82-1	85-6060		午前7時30分～午後6時			
	千両小学校	⑮ 千両	千両町小路8の3	83-0103	0～5歳児	午前7時30分～午後6時	○		
	平尾小学校	⑯ 平尾	平尾町上貝津66の1	87-4012		午前7時30分～午後6時	○		
西部中学校	国府小学校	⑰ 国府	国府町的場15の1	87-2209	0～5歳児	午前7時30分～午後7時30分			
		⑱ 為当	為当町寺下28の3	75-3082		午前7時30分～午後6時	○		
	御油小学校	⑲ 御油	御油町河原畑26の25	87-2068		午前7時30分～午後6時		○	
		⑳ 御油第二	御油町東沢35	88-2626		午前7時30分～午後6時	○		
代田中学校	桜町小学校	㉑ 桜町	蔵子2丁目7-26	86-2350	0～5歳児	午前7時30分～午後6時	○		
		㉑-① エンジェルキッズ豊川園（地域枠）◆	白鳥町兎足1-16 イオンモール豊川内	95-1655	0～2歳児	午前8時～午後8時			
	代田小学校	㉒ 諏訪	諏訪3丁目118	86-4813	0～5歳児	午前7時30分～午後7時30分		○	
		㉓ 代田	代田町1丁目20の5	84-3610		午前7時30分～午後6時	○		
金屋中学校	三蔵子小学校	㉔ 三蔵子	三蔵子町西浦70	86-6253	0～5歳児	午前7時30分～午後6時	○		
		㉕ 豊川	大崎町下金居場55	86-0221		午前7時30分～午後7時30分		○	
	金屋小学校	㉖ みどり	金屋西町3丁目18	86-3728		午前7時30分～午後7時30分			
		㉗ ひかり	金屋本町2丁目54	84-3599		午前7時30分～午後7時30分	○	○	○
		㉘ たんぼぼ	金屋本町4丁目68	56-3090	0～2歳児	午前7時30分～午後6時30分			
		①-小4 つばみ ●	中央通5丁目30-3	56-7888		午前7時30分～午後6時			
一宮中学校	一宮東部小学校	㉙ 一宮東部	上長山町宝川1	93-4622	0～5歳児	午前7時30分～午後7時30分	○		
		㉚ 東上	東上町井谷沢83	93-4733		午前7時30分～午後6時			
	一宮西部小学校	㉛ 一宮	一宮町栄3	93-4615		午前7時30分～午後7時30分	○	○	
		㉜ 大木	大木町荒屋435	93-2013		午前7時30分～午後6時	○		
	一宮南部小学校	㉝ 大和	豊津町割田5 6	93-4625		午前7時30分～午後6時	○		
音羽中学校	萩小学校	㉞ 萩	萩町岩田16-1	88-2591	0～5歳児	午前7時30分～午後6時	○		
	長沢小学校	㉟ 音羽	長沢町向谷93-1	80-1610		午前7時30分～午後6時	○	○	
	赤坂小学校	㊱ 赤坂台	赤坂台1614	88-2755		午前7時30分～午後7時30分	○		
御津中学校	御津北部小学校	㊲ 御津北部	御津町広石神子田3-1	75-2014	0～5歳児	午前7時30分～午後6時	○		
	御津南部小学校	㊳ 御津西部	御津町大草大森96	75-5710		午前7時30分～午後6時	○	○	
		㊴ 御津南部	御津町御馬西16	75-3570		午前7時30分～午後7時30分			
		㊵ みと	御津町西方松本89	76-2078		午前7時30分～午後6時			
		㊶ 菊	御津町下佐脇北浦20-5	76-2730		午前7時30分～午後6時			
小坂井中学校	小坂井東小学校	㊷ 小坂井東	宿町光道寺41	72-4326	0～5歳児	午前7時30分～午後6時	○		
		㊸ 桃里	小坂井町北浦49	78-2885		午前7時30分～午後6時			
		②-② こざかい ★	伊奈町南山新田144-1	75-6767		午前7時30分～午後7時30分		○	
	小坂井西小学校	㊹ 小坂井中	小坂井町野地17	72-2629		午前7時30分～午後6時	○		
		㊺ アオイ	伊奈町縫殿60-1	78-2722		午前7時30分～午後6時	○		
		②-③ 美園 ★	美園二丁目11-37	72-2846		午前7時30分～午後6時			

★：認定こども園 ●：小規模保育事業所 ◆：事業所内保育事業所

- ・開所時間
土曜日は午後2時まで。（さつき保育園は午後6時まで、こざかいこども園は午後6時まで、エンジェルキッズ豊川園（地域枠）は午後6時30分まで。）
- ・保育対象年齢
産休明け（生後57日目）～
※豊川東幼稚園は生後8か月～、たいよう保育園・つばみ保育園は生後6か月～、あおぞら保育園は生後9か月～
- ・給食
自園調理（ただし、東上・萩保育園は保育所分園として、本園から給食を配送します。離乳食は要相談。）
※豊川東幼稚園は、3歳未満児は自園調理、3歳以上児は外部搬入の給食になります。
- ・アレルギー対応
おおむね可能（基本的に除去食対応となります。要相談。）
※東上・萩保育園は本園から搬入のため、アレルギー対応は原則ありません。
※豊川東幼稚園は、3歳未満児のアレルギー対応はありません。
- ・連携施設
小規模保育事業所・事業所内保育事業所は連携施設があります。連携施設へは優先的に入所可能です。
※たいよう保育園→八南保育園、つばみ保育園→みどり・ひかり保育園（予定）、あおぞら保育園→代田保育園・八幡保育園、おひさまキラリ→光輝保育園、エンジェルキッズ豊川園→菊保育園
- ・共同保育
令和9年度より、美園こども園とこざかいこども園では、土曜日等に共同保育を実施することを検討しています。詳細については、園にお問い合わせください。

中学校区	小学校区	園 名
東部	東部	① 睦美
		② 麻生田
	桜木 豊	③ 三上
		④ 豊川北部
南部	牛久保	⑤ 下長山
		⑥ 光輝
		⑥ _{小1} おひさまキラリ
	中部	⑦ 中部
		⑧ さくら
	天王	⑨ 牛久保
⑩ 天王		
中部	八南	⑪ 八南
		⑫ 八幡
		⑬ 恵の実
		⑭ さつき
		⑥ _{小2} たいよう
		⑥ _{小3} あおぞら
千両 平尾	⑮ 千両	
	⑯ 平尾	
西部	国府	⑰ 国府
		⑱ 為当
	御油	⑲ 御油
		⑳ 御油第二
代田	桜町	㉑ 桜町
		㉑ _{事1} エンジェルキッズ豊川園 (地域枠)
	代田	㉒ 諏訪
		㉓ 代田
金屋	三蔵子	㉔ 三蔵子
		㉕ 豊川
	金屋	㉖ みどり
		㉗ ひかり
		㉘ たんぼぼ
		㉘ _{小4} つぼみ
一宮	一宮東部	㉙ 一宮東部
		㉚ 東上
	一宮西部	㉛ 一宮
		㉜ 大木
音羽	萩	㉝ 大和
		㉞ 萩
		㉞ _{小4} 萩
御津	御津北部	㉟ 御津北部
	御津南部	㊱ 御津西部
		㊲ 御津南部
		㊳ みと
		㊴ 菊
小坂井	小坂井東	㊵ 小坂井東
		㊶ 桃里
		㉞ _{小2} こざかい
		㊷ 小坂井中
	小坂井西	㊸ アオイ
		㉞ _{小3} 美園

個別配慮が必要なお子さまの保育について

豊川市子ども健康部保育課

お子さまの発達状況を踏まえ、集団の中でお子さまが日々穏やかで充実した生活を送れるよう、豊川市では保育士の配置を手厚くした保育（加配保育）を行っています。

【概要】

対 象 児 童	中・軽度の障害のあるお子さまや、障害の認定や診断がない場合でも保育士の個別の配慮が望ましいと考えられるお子さまで、集団保育が可能な3歳児（年少）から5歳児（年長）が対象です。 また、在園されているお子さまにつきましては、発達状況に応じて3歳児以上から加配保育に移行する場合があります。 なお、集団生活が困難なお子さまや医療介護等が必要なお子さまは入園できない場合があります。
実 施 園 (R8.4.1)	牛久保保育園、下長山保育園、睦美保育園、八南保育園、為当保育園、御油第二保育園、一宮保育園、大和保育園、一宮東部保育園、大木保育園、萩保育園、赤坂台保育園、音羽保育園、御津西部保育園、御津北部保育園、小坂井東保育園、小坂井中保育園、桜町保育園、千両保育園、平尾保育園、中部保育園、豊川北部保育園、代田保育園、三蔵子保育園、ひかり保育園、アオイ保育園、豊川東幼稚園（2号認定のみ）
受 入 人 数	それぞれの保育園において集団生活が適切に行える範囲内とします。 また、当該施設の既入所児童数、面積及び保育士の配置数によりクラスを設定できない場合があります。受け入れ可能数を超える申込みがあった場合は指定園内で利用調整を行います。
保 育 時 間	原則として1日8時間ですが、保護者とお子さまの状況に応じて施設長と相談し、決定します。

【実施決定までの流れ】

入 所 申 込 (10月上旬)	加配保育について、特別な申込みは必要ありません。通常の入所申込みを行ってください。
面 接 (10月下旬～)	保育所入所を必要とする状況（就労状況等）を保育課職員等が保護者からお聞きします。入所が必要と判断された場合、お子さまが保育園での集団生活が可能であるかを確認する体験保育のご案内をさせていただきます。
体 験 保 育 (11月)	連続して3日間（午前中のみ）、上記実施園において園での生活をお子さまに体験させていただきます。その様子を施設長、主任保育士、保育士、市役所職員等が確認させていただきます。
実 施 決 定 (12月上旬頃)	実施委員会を開催し、体験保育の様子等をもとに加配保育が必要であるかを判断します。結果については、12月末（予定）にお伝えします。

【注 意】

保育はそれぞれのお子さまの発達状況に応じて行いますが、あくまでも集団での保育となります。受入人数により保育士を配置しますが、お子さまに1対1で対応するものではありません。また、保育園では障害に対する専門的な訓練や治療は行いませんのでご了承ください。入所の申込みにあたり、お子さまの発達について心配なことや気になることがありましたら、お気軽に保育園や児童発達支援センター「こころ」（総合保健センター内）へご相談ください。



豊川市子ども健康部保育課

保護者の方が、育児・介護休業法等（※１）の法律に基づく育児休業（現在産休中で、産休の後に育児休業を取得する場合も含む。）の期間を終了し、育児休業取得前の仕事に復帰する場合で、**令和９年５月以降**保育施設等の入所をあらかじめ予約申込みできる制度です。申込人数が受入予定数を超えた場合は選考となります。

※１：育児・介護休業法等とは

- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- ・国家公務員の育児休業等に関する法律
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律
- ・裁判官の育児休業に関する法律
- ・国会職員の育児休業等に関する法律

○対象

次の（１）から（４）のすべてに該当する場合、申込みの対象者となります。

- （１）令和８年９月３０日時点で児童が出生していること。
- （２）０歳児から２歳児クラスの入所を希望する児童であること。
- （３）保護者が、育児・介護休業法等に基づく育児休業の期間を終了し、育児休業取得前の仕事に復帰するため、保育を必要とする児童（※２）であること。産休中、育児休業中に休業する前に勤務していた職場を退職された方は、退職した時点において対象者でなくなります。

※２：本市の保育を必要とする事由に該当していること。

- （４）育児休業から復帰する保護者自身が社会保険に加入していること（被扶養者は除く。）。

○対象入所希望月

令和９年５月から令和１０年３月入所まで



○対象保育所等（４０枠）

国府保育園（１枠）	下長山保育園（１枠）	御油保育園（１枠）	睦美保育園（２枠）
八南保育園（１枠）	為当保育園（２枠）	御油第二保育園（２枠）	一宮保育園（１枠）
大和保育園（１枠）	一宮東部保育園（１枠）	音羽保育園（１枠）	諏訪保育園（１枠）
桜町保育園（１枠）	麻生田保育園（２枠）	三上保育園（１枠）	代田保育園（１枠）
天王保育園（１枠）	豊川保育園（１枠）	みどり保育園（１枠）	さくら保育園（２枠）
ひかり保育園（１枠）	みと保育園（１枠）	菊保育園（１枠）	アオイ保育園（１枠）
桃里保育園（１枠）	恵の実保育園（１枠）	豊川東幼稚園（２枠）	美園こども園（１枠）
こざかいこども園（１枠）	たいよう保育園（２枠）	つぼみ保育園（１枠）	あおぞら保育園（１枠）
おひさまキラリ（１枠）			

○受付期間と受付場所

令和８年１０月５日（月曜）から１０月１６日（金曜）まで
豊川市役所保育課（午前８時３０分から午後５時１５分まで）

○申込み時に必要なもの

- （１）保育施設入所予約申込書
- （２）就労先の事業所等が作成・交付した育児休業の許可に関する書類（辞令、許可書等で育児休業の取得期間が明らかな書面）の写し
- （３）育児休業に係る給付金の資格の有無に関する書類（育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金受給資格否認通知書等）の写し
※現在産休中の方は、育児休業取得後の提出となります。
- （４）マイナンバーカード及び育児休業から復帰する保護者自身の社会保険加入が確認できる資料（マイナポータルの健康保険証の画面、マイナポータルからダウンロードした資格情報のPDFファイル又は資格確認書）の提示
- （５）母子健康手帳（入所希望児童のもの）

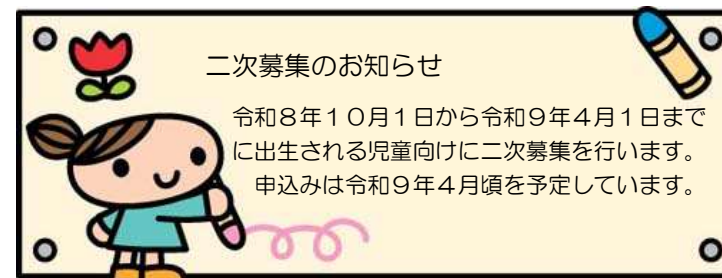
注意事項

申込時に世帯の状況や育児休業復帰時の状況（保護者等の就労時間、就労日数等）をお聞きます。申込多数で選考がある場合は、その内容で選考しますので、**実際の復帰時・復帰後に内容が異なる場合は入所予約取消または退所となります。**

○その他

申込多数で選考から外れた場合に、令和９年４月当初入所を希望される方は、入所予約申込みとは別に第一希望の保育施設に４月当初入所の申込みをしてください。**ただし、入所予約申込みの入所承諾決定を優先します。**

また、引き続き入所希望月からの保育所入所を希望される方は、令和９年２月より開始する予定の「令和９年５月以降の保育所入所の仮受け付け」に本申込みを引き継ぎます。



（連絡先 豊川市子ども健康部保育課 電話０５３３－８９－２２７４）

保育施設入所申込書

記入例

豊川市社会福祉事務所長 様

令和 8年10月 9日

保護者住所	豊川市諏訪一丁目1番地													
フリガナ	トヨカワ イロウ													
保護者氏名	豊川 太郎													
個人番号	1	2	●	●	－	3	4	●	●	－	5	6	●	●
連絡先	(自宅) 0533-89-2274 (父携帯) 090-7777-●●●● (母携帯) 090-8888-●●●●													

保育施設入所希望する	令和9年4月1日時点での年齢を記入してください	年齢	入所時点の状況を記入してください	個人番号記入後に保護シールを貼ってください		
区分	氏名	続柄	性別	職業等	個人番号	備考
入所児童	トヨカワ イロウ	本人	3 歳	男・女	1●●●-2●●●-3●●●	
	豊川 一郎					
入所児童の世帯員	豊川 太郎	父	37 歳	男	会社員	上記のとおり
	豊川 花子	母	36 歳	女	会社員	1●●●-2●●●-3●●●
	豊川 桜子	姉	5 歳	男・女	諏訪保育園	2●●●-3●●●-4●●●
	豊川 次郎	弟	2 歳	男・女	諏訪保育園	3●●●-4●●●-5●●●
	豊川 豊子	祖母	62 歳	男・女	無職	4●●●-5●●●-6●●●

【全員】必ずどちらかにチェックをしてください

入所を希望する保育施設	第1希望	諏訪保育園	(希望理由)	姉が在園しているため
	第2希望	代田保育園	(希望理由)	家から近い
	第3希望	中部保育園	(希望理由)	家から近い
兄弟姉妹がいる場合の希望条件	☒ 上記の保育施設以外には希望しない。 ☐ 上記の保育施設以外でも空きがあれば希望する。			
	☒ 兄弟姉妹と同じ保育施設に入所できる場合のみ入所を希望する。 ☐ 兄弟姉妹と別の保育施設であっても入所を希望する。			
保育を必要とする理由	父	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	保育の利希望	令和9年4月1日から 年 月 日まで ☒ 小学校就学の日の前日まで
	母	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ その他		

・母が妊娠出産の場合は出産予定日から8週後の月末まで
・父母のいずれかが求職活動の場合は令和9年5月31日まで

【兄弟姉妹がいる場合】必ずどちらかにチェックをしてください

(1) 新規入所申込みか継続入所申込みかについてお聞きます。

☒ 4月からの新規入所申込み	☐ 継続入所申込み
--	----------------------------------

令和8年10月以降に途中入所する場合も、「4月からの新規入所申込み」と記入

(2) 同時に保育施設の入所申込みをする（している）兄弟姉妹がいるかお聞きます。

☐ いない	☒ いる 兄弟姉妹の氏名： 豊川 桜子 豊川 次郎 令和 3 年 10 月 11 日生 令和 6 12 8
------------------------------	---

(3) 同時に幼稚園等へ入園する（している）兄弟姉妹がいるかお聞きます。

☒ いない	☐ いる 兄弟姉妹の氏名： 年 月 日生 園名
---	--

(4) ご家庭で何番目のお子さんかをお聞きます。

第 2 子目

(5) 祖父母の状況についてお聞きます。

	父 方	母 方
祖父	☐ 同居（二世帯住宅又は同一敷地内に居住する場合を含む。） ☐ 別居（住所 ） ☒ 死別	☐ 同居（二世帯住宅又は同一敷地内に居住する場合を含む。） ☒ 別居（住所 大阪府●●市●丁目●●番地 ） ☐ 死別
祖母	☒ 同居（二世帯住宅又は同一敷地内に居住する場合を含む。） ☐ 別居（住所 ） ☐ 死別	☐ 同居（二世帯住宅又は同一敷地内に居住する場合を含む。） ☒ 別居（住所 祖父と同じ ） ☐ 死別

注 該当する□にレ印を記入してください。

※ 豊川市社会福祉事務所処理欄（以下の欄は記入しないでください。）

保育の利用の要否 ☐ 要 ☐ 否 年 月 日 調査者（受付印）	保育の利用期間 ☐ 年 月 日まで 年 月 日から ☐ 小学校就学の日の前日まで
経過	
入所する保育施設の名称	
保育の利用の解除年月日 年 月 日	
保育の利用を解除した理由	

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定（新規・変更・再交付）申請書
教育・保育給付認定申請内容（変更・法第22条）届

記入例

令和 8年10月 9日

保護者氏名 豊川 太郎

豊川市長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請（教育・保育給

保護者氏名は統一してください。
※⑱、㉑、㉒頁を参照

申請に係る小学校就学子ども	(フリガナ) 氏 名		生 年 月 日		性 別										
	トヨカワ イチロウ		令和 5年 6月 1日生		男・女										
	豊川 一郎		令和9年4月1日現在の年齢 3歳												
	個 人 番 号		障害者手帳の有無												
個人番号記入後に保護シールを貼ってください。	1	●	●	●	-	2	●	●	●	-	3	●	●	●	有・無
保護者住所・連絡先	現住所 豊川市諏訪一丁目1番地														
	電話番号		自宅電話 (0533) 89 - 2274		携帯電話 (090) 7777 - ●●●●		(父・母)		携帯電話は日中連絡が付きやすい番号を記入してください。						
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入して下さい。														
保育の希望の有無(※)	有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合														
	無 : 幼稚園等の利用を希望する場合														
変更箇所	□氏名・住所 □保育の希望 □世帯状況 □利用時間 □変更理由 □再交付理由 破った・汚した・失った														

(※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。（以下同じ）
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は⑤～⑧に記入してください。

①世帯の状況

区分	(フリガナ) 氏 名	子ども との 続柄	生年月日	性別	職 業 又は 学校名等	年度分 年度 別 有・無	個人番号	備考
子どもの世帯員	トヨカワ タロウ 豊川 太郎	父	H1年 11月 1日生	男	会社員	有・無	1●●●-2●●●-3●●●	同居 別居
	トヨカワ ハナコ 豊川 花子	母	H2年 9月 15日生	女	〃	有・無	1●●●-2●●●-3●●●	同居 別居
	トヨカワ サクラコ 豊川 桜子	姉	R3年 10月 11日生	女	諏訪保育園	有・無	2●●●-3●●●	同居 別居
	トヨカワ シロウ 豊川 次郎	弟	R6年 12月 8日生	男	諏訪保育園	有・無	3●●●-4●●●	同居 別居
	トヨカワ トヨコ 豊川 豊子	祖母	S39年 8月 22日生	女	無職	有・無	4●●●-5●●●-6●●●	同居 別居
			年 月 日生	男・女		有・無		同居 別居
生活保護の適用の有無		☑適用無し ・ □適用有り（平成 令和 年 月 日保護開始）						
家庭の状況		□ひとり親家庭→児童扶養手当等の受給 有 無 ・ ☑左記以外						
令和8年1月1日現在の住所		父	☑豊川市内 ・ □豊川市外（住所： ）					
		母	□豊川市内 ・ ☑豊川市外（住所： ●●県●●市●●町●●丁目●●番地）					

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和 9年 4月 1日から □令和 年 月 日まで ☑小学校就学の日の前日まで	
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 諏訪保育園 （希望理由） 姉が在園しているため	
	第2希望 代田保育園 （希望理由） 家から近いため	
	第3希望 中部保育園 （希望理由） 〃	

(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	
	父・その他（ ）	☒ 就労	勤務先（株式会社 ●●●● ）、通勤時間 60分、就労日数 20日/月 就労時間（1日あたり）8時間00分、復職（就労予定）日：令和 年 月 日
		☐ 疾病・障害	保護者ごとにチェックを入れ、保育の利用を必要とする具体的な状況（父、母の勤務状況等）をご記入ください。※就労時間は、休憩を除いた実働時間を記入してください。また、それを証明できる書類を提出してください。
		☐ 介護等	介護等の状況（ ）
母・その他（ ）	☐ 災害復旧	災害の程度等（ ）	
	☐ 求職活動		
	☐ 就学	就学先（ ） 、通学時間 分、就学日数 日/週 就学時間 時 分～ 時 分、就学期間：令和 年 月 日まで	
父・その他（ ）	☐ その他	（ ）	
	☒ 就労	勤務先（有限会社 ●●●● ）、通勤時間 30分、就労日数 20日/月 就労時間（1日あたり）6時間00分、復職（就労予定）日：令和9年 4月 1日	
	☐ 妊娠・出産	出産（予定）日：令和 年 月 日	
母・その他（ ）	☐ 疾病・障害	疾病、障害の状況（ ）	
	☐ 介護等	介護等の状況（ ）	
	☐ 災害復旧	災害の程度等（ ）	
父・その他（ ）	☐ 求職活動		
	☐ 就学	就学先（ ） 、通学時間 分、就学日数 日/週 就学時間 時 分～ 時 分、就学期間：令和 年 月 日まで	
	☐ その他	（ ）	
兄弟・姉妹の状況	申請する子ども以外に保育を希望する子どもの有無	申請する子ども以外に既に保育を利用している子どもの有無	
希望する利用時間（※）	利用曜日		
	月 曜日から 金 曜日まで		
	8時00分から17時00分まで		
☒ 保育標準時間		☐ 保育短時間	

(※) ・「利用曜日・利用時間」は、利用を希望する施設（事業者）の開所時間内で記入してください。
・「保育標準時間」は、1か月当たり120時間以上の就労等の方が対象となります。
・「保育短時間」は、1か月当たり120時間未満の就労等の方が対象となります。
(注意) 実際の利用時間については利用を希望する施設（事業者）ごと異なります。

④各種情報等に当たっての署名欄

1. 市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税・県民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧し、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
2. 保育料等に滞納が生じた場合、児童手当法第22条の規定により、児童手当から支給額を上限として天引きすることに同意します。
保護者氏名 豊川 太郎

*市記載欄

受付年月日	令和 年 月 日	
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)	令和 年 月 日認定	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)
支給(入所)の可否	支給(利用)期間	
可・否 (否とする理由)	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日 ☐ 小学校就学の日の前日	
入所施設(事業者)名		
[☐ 認定こども園(☐ 連 ☐ 幼(☐ 幼 ☐ 保) ☐ 保(☐ 保 ☐ 幼) ☐ 地(☐ 幼 ☐ 保)) [☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 地域型(☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事)]		
備考		

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	令和 年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号：)
担当者氏名	(担当者)
連絡先	(連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定 (令和 年 月 日契約(内定))) ・ 無
備考	

記入例

育休復帰で入所希望の方のチェックシート

令和 8年 10月 9日

児童名 豊川 一郎 生年月日 令和 5年 6月 1日生
児童名 豊川 次郎 生年月日 令和 6年 12月 8日生

1. 育休復帰で申込みされた方にお聞きします。育休復帰される方はどなたですか。
☐父 ☒母
2. 復帰予定日、延長の可否、給付金の有無、就労形態を教えてください。

父	復帰予定日 令和 年 月 日	育休延長 可・否／育児休業給付金写 有 ☐
	復帰後の就労形態（予定）→ ☐ フルタイム ☐ 育児短時間等 週（ ）日、1日（ ）時間（ ）分	
母	復帰予定日 令和9年 4月 1日	育休延長 ☒ 可 否／育児休業給付金写 有 ☒
	復帰後の就労形態（予定）→ ☐ フルタイム ☒ 育児短時間等 週（5）日、1日（6）時間（00）分	

3. 以下に示す内容を必ず確認（チェック）のうえ、ご署名をお願いします。
- ☒ 上記の申し出内容に基づいて、入所の選考を行います。（「育児短時間等」にチェックがある場合は、就労証明書で育児休業取得前の内容を証明してあっても、育児短時間勤務の就労時間で選考を行います。）
- ☒ 育児休業から復帰しない場合は、入所取消又は退所となります。
- ☒ 実際の復帰が上記の申し出内容と異なり、利用調整点数が変更になる場合も入所取消又は退所となることがあります。

令和 8年 10月 9日

確認署名（父）

確認署名（母） 豊川 花子

※変更・訂正がある場合は、令和8年10月30日（金）までに申し出てください。

令和9年度4月入所申込各園受付日程表



*AMは午前9：00～12：00、PMは午後13：00～18：00（土曜は13：00～14：00）の受付となります。（一部異なります。備考欄を参照してください）
提出場所は第1希望の施設です。提出に出かける前に必ず施設に電話連絡してください。
継続児童の申込状況により、施設によっては受入が難しい場合もあります。

中学校区	小学校区	番号	園 名	9月28日(月)		9月29日(火)		9月30日(水)		10月1日(木)		10月2日(金)		10月3日(土)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月7日(水)		10月8日(木)		10月9日(金)		備考 施設指定時間あり
				AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	
東部中学校	東部小学校	1	睦美	×	×	×	×	×	×												×			×	×	
		2	麻生田				×		×				×	×	×	×	×			×	×					
		3	三上				×		×				×	×	×						×					
	桜木小学校	認1	豊川東 ★	×	3号のみ	×	3号のみ	3号のみ	×	1号のみ	1号のみ	1号のみ	1号のみ	×	×	1号のみ	1号のみ	×	×				×		※時間等は、施設から配布する入園資料を確認ください。	
	豊小学校	4	豊川北部				×		×		×		×								×					
南部中学校	牛久保小学校	5	下長山			×			×				×	×	×			×		×				×	×	3日運動会 6日予備日
		6	光輝	×		×				×			×					×	×		×	×			午前は9:30～12:00 午後は12:30～15:00	
		小1	おひさまキラリ ●											×	×			×			×	×			午後は13:00～17:30	
	中部小学校	7	中部				×		×	×			×	×				×			×					
		8	さくら			×	×							×	×											
	天王小学校	9	牛久保	×					×		×				×					×	×				×	
		10	天王				×	×	×				×	×	×			×			×					
中部中学校	八南小学校	11	八南			×			×				×	×			×	×	×		×					
		12	八幡				×						×	×	×		×	×			×					
		13	恵の実			×				×	×	×		×	×			×				×		×	×	
		14	さつき	×				×									×		×							
		小2	たいよう ●											×	×											
		小3	あおぞら ●	×										×	×							×				午後は13:00～17:00
	千両小学校	15	千両				×		×				×	×	×					×	×					
平尾小学校	16	平尾				×		×		×		×	×	×						×						
西部中学校	国府小学校	17	国府			×	×	×		×		×	×								×					
		18	為当						×	×												×	×			
	御油小学校	19	御油			×								×				×								
		20	御油第二										×	×				×								
代田中学校	桜町小学校	21	桜町				×		×				×	×	×			×			×					
		事1	エンジェルキッズ 豊川園（地域枠）◆			×	×			×				×	×				×		×			×	×	
	代田小学校	22	諏訪				×		×					×	×			×			×					
		23	代田				×		×					×	×						×					
金屋中学校	三蔵子小学校	24	三蔵子				×		×					×	×			×			×					
		25	豊川							×												×				
	金屋小学校	26	みどり						×							×				×	×	×				
		27	ひかり						×			×	×	×				×	×		×	×			×	
		28	たんぽぽ											×	×											午後は13:00～17:30
		小4	つぼみ ●											×	×											

★：認定こども園 ●：小規模保育事業所 ◆：事業所内保育事業所

令和9年度4月入所申込各園受付日程表

* AMは午前9：00～12：00、PMは午後13：00～18：00（土曜は13：00～14：00）の受付となります。（一部異なります。備考欄を参照してください）
提出場所は第1希望の施設です。提出に出かける前に必ず施設に電話連絡してください。
継続児童の申込状況により、施設によっては受入が難しい場合もあります。

中学校区	小学校区	番号	園 名	9月28日(月)		9月29日(火)		9月30日(水)		10月1日(木)		10月2日(金)		10月3日(土)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月7日(水)		10月8日(木)		10月9日(金)		備考 施設指定時間あり
				AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	
一宮中学校	一宮東部小学校	29	一宮東部						×				×	×	×						×			×	×	
		30	東上						×					×	×	×	×				×					
	一宮西部小学校	31	一宮						×								×	×			×			×		
		32	大木								×										×					
	一宮南部小学校	33	大和						×					×	×						×			×		
音羽中学校	萩小学校	34	萩						×					×	×						×	×				
	長沢小学校	35	音羽																							
	赤坂小学校	36	赤坂台				×							×	×						×			×	×	
御津中学校	御津北部小学校	37	御津北部				×		×					×				×			×					
	御津南部小学校	38	御津西部																		×	×				
		39	御津南部				×		×					×							×					
		40	みと											×	×						×	×	×	×		
		41	菊											×	×	×		×		×	×	×		×	×	午後は13:00～17:00
小坂井中学校	小坂井東小学校	42	小坂井東				×	×		×											×					
		43	桃里		×	×	×		×	×				×	×	×	×				×					午後は13:00～17:00
		認2	こざかい ★							×	×				×					×	×	×				1号認定は9月28日～10月5日で受付し、定員超過の場合は10月6日に抽選を実施
	小坂井西小学校	44	小坂井中							×								×			×					
		45	アオイ											×	×								×			午前は9:30～12:00
		認3	美園 ★											×	×	×										1号認定は9月28日～10月5日で受付し、定員超過の場合は10月6日に抽選を実施

★：認定こども園 ●：小規模保育事業所 ◆：事業所内保育事業所

必要書類チェック表

書類に不足がないか確認の上で申込みをしてください。

書面申込に必要な書類等

チェック欄	必要な書類	備考
☐	保育施設入所申込書	お子さま1人につき1枚
☐	教育・保育給付認定申請書	お子さま1人につき1枚
☐	保育が必要な状況を証明する書類	父・母、64歳以下の同居の祖父母等 ※個人の状況により必要書類が異なります。
☐	母子健康手帳	書類提出の際にお子さまの面接を行います。お子さま本人とお子さまの母子健康手帳を持ってお出かけください。

必要に応じて提出する書類

チェック欄	必要な書類	備考
☐	育児休業給付受給資格確認通知書 (又は育児休業給付金支給決定通知書)(写)	育児休業中の方(育児・介護休業法によって定められていた育児休業を取得されている方)はご提出ください。
☐	育休復帰で入所希望の方のチェックシート	育児休業から復帰される方はご提出ください。
☐	在留カード(両面)又は特別永住者証明書(写)	外国籍の方のみ必要です。世帯全員分ご提出ください。

- ・「入園のご案内」を全て読み、内容を確認した上でお申込みください。
- ・必要書類については②頁～④頁の「Ⅲ 提出書類」をよく確認してご用意ください。
- ・申込みは先着順ではありませんが、申込み期間内に速やかに提出してください。
- ・書類に不備や不足があった場合は受付できません。
- ・書面申込書の提出先は第1希望の保育施設です。2つ以上の保育施設に重複して申込みされた場合は両方の申請が無効となります。
- ・申込みの内容に虚偽や不正があった場合も申込みを取消し、無効となります。
- ・申込書類の記入は必ずボールペンで記入してください。訂正の場合は二重線を引いた上で空いているスペースに記入し直してください。修正テープ等の利用は不可です。また、消えるインクで記載された書類も無効となります。

